

委任契約書

京都市を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は、乙に対し、下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 京都地方裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(実費)

第2条 本件事件等に関する実費については、次のとおりとする。

- (1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については、甲の負担とする。
- (2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については、甲の負担とし、別に甲乙間で締結する契約に基づき、乙に支払うものとする。
- (3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は、乙の負担とする。
- (4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は、当該書類を作成したもの乙の負担とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は、甲の負担とする。
- (6) 前各号に定めのない費用の負担については、その都度協議して定める。

(出張費)

第3条 乙（乙の事務員及び復代理人を含む。）の出張費については、次のとおりとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第4条 甲が正当な理由なく前2条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第5条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成26年 2月28日

甲 (依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京 都 市

代表者 京都市長 門 川 大 作



乙 (受任弁護士)

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

京都総合法律事務所

弁 護 士 崎 間 昌 一 郎



委任契約書

京都市を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は、乙に対し、下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 京都地方裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(実費)

第2条 本件事件等に関する実費については、次のとおりとする。

- (1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については、甲の負担とする。
- (2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については、甲の負担とし、別に甲乙間で締結する契約に基づき、乙に支払うものとする。
- (3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は、乙の負担とする。
- (4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は、当該書類を作成したものの負担とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は、甲の負担とする。
- (6) 前各号に定めのない費用の負担については、その都度協議して定める。

(出張費)

第3条 乙（乙の事務員及び復代理人を含む。）の出張費については、次のとおりとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第4条 甲が正当な理由なく前2条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第5条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

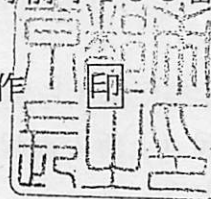
平成26年 2月28日

甲 (依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京 都 市

代表者 京都市長 門 川 大 作



乙 (受任弁護士)

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

京都総合法律事務所

弁 護 士 池 上 哲 朗



委任契約書

京都市を甲，受任弁護士を乙として，次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は，乙に対し，下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し，乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 京都地方裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(実費)

第2条 本件事件等に関する実費については，次のとおりとする。

- (1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については，甲の負担とする。
- (2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については，甲の負担とし，別に甲乙間で締結する契約に基づき，乙に支払うものとする。
- (3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は，乙の負担とする。
- (4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は，当該書類を作成したもの乙の負担とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず，乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は，甲の負担とする。
- (6) 前各号に定めのない費用の負担については，その都度協議して定める。

(出張費)

第3条 乙（乙の事務員及び復代理人を含む。）の出張費については，次のとおりとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし，出張地が近隣である場合には，甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第4条 甲が正当な理由なく前2条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第5条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

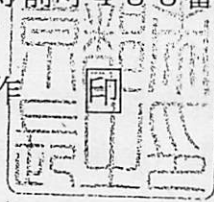
平成26年 2月28日

甲 (依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京 都 市

代表者 京都市長 門 川 大 作



乙 (受任弁護士)

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

京都総合法律事務所

弁 護 士 武 田 信 裕



委任契約書

京都市を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は、乙に対し、下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 京都地方裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(実費)

第2条 本件事件等に関する実費については、次のとおりとする。

- (1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については、甲の負担とする。
- (2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については、甲の負担とし、別に甲乙間で締結する契約に基づき、乙に支払うものとする。
- (3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は、乙の負担とする。
- (4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は、当該書類を作成したもの乙の負担とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は、甲の負担とする。
- (6) 前各号に定めのない費用の負担については、その都度協議して定める。

(出張費)

第3条 乙（乙の事務員及び復代理人を含む。）の出張費については、次のとおりとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第4条 甲が正当な理由なく前2条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第5条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成26年 2月28日

甲 (依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京 都 市

代表者 京都市長 門 川 大 作

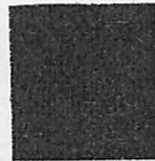


乙 (受任弁護士)

京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町5-4-1番38

彦惣法律事務所

弁 護 士 竹 内 由 起



委任契約書

京都市を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は、乙に対し、下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 京都地方裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(実費)

第2条 本件事件等に関する実費については、次のとおりとする。

- (1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については、甲の負担とする。
- (2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については、甲の負担とする。
- (3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は、乙の負担とする。
- (4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は、当該書類を作成したものの負担とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は、甲の負担とする。
- (6) 前各号に定めのない費用の負担については、その都度協議して定める。

(出張費)

第3条 京都地方裁判所、京都市内の甲が指定する打合せ場所その他の場所への出張に係る乙（乙の事務員及び復代理人を含む。）の出張費については、その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第4条 甲が正当な理由なく前2条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第5条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成26年 2月28日

甲 (依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京 都 市

代表者 京都市長 門 川 大 作



乙 (受任弁護士)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

中之島ダイビル703号室

中之島中央法律事務所

弁 護 士 中 井 崇

